

第35回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年4月27日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期決定について
- 第3 会務報告
- 第4 報告第75号 令和7年度標茶町農業委員会業務報告について
- 第5 報告第76号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について 3件
- 第6 報告第77号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について 2件
- 第7 報告第78号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について 1件
- 第8 議案第179号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 7件
- 第9 議案第180号 現況証明願について 3件
- 第10 議案第181号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- 第11 議案第182号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 39件
- 第12 議案第183号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- 第13 議案第184号 令和8年度標茶町農業委員会事業計画について

○出席委員（15名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君 | 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 |
| 4番 小野寺典男 君 | 5番 佐藤 松喜 君 | 6番 渡邊 裕義 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 8番 舟山 珠代 君 | 10番 甲斐やす子 君 |
| 11番 笛木 眞一 君 | 12番 山本 政弘 君 | 13番 熊谷 英二 君 |
| 14番 嶋中 勝 君 | 15番 遠藤 聡 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員（3名）

●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（1名）

9番 津野 齊 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
振興係長 工藤 理恵 君
主 任 湊谷 沙紀 君

事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第35回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時10分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

8番・舟山君 10番・甲斐君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第35回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第75号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第75号、令和7年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

報告第75号についてご説明させていただきます。

令和7年度標茶町農業委員会業務報告について。

令和7年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

令和7年度標茶町農業委員会業務報告書は別紙のとおりとなっております。

令和 7 年度標茶町農業委員会業務報告書

1. 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会 12 回、特別委員会 1 回、あっせん委員会 54 回、その他 15 回。特別委員会につきましては農政委員会。その他については全体協議会、広報委員会、農地利用状況調査会議等となっております。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数 66 件、延件数 370 件。

報告、議案数 24 件、延件数 67 件となっております。

2. 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業法）に基づく移動

売買（あっせん）、件数、合計 45 件、面積 995.7ha。

賃貸借、件数、合計 102 件、面積 1,971.5ha。

使用貸借 16 件、面積 664.0ha。

合計しまして、件数 163 件、面積 3,631.2ha となっております。

(2) 農地法 3 条の許可による移動。

一般相対による売買、件数 7 件、面積 100.1ha。

贈与、件数 1 件、面積 20.9ha。

賃貸借、件数 1 件、面積 13.1ha。

(3) 農地法第 3 条の 3 に基づく届け出。

こちらは相続の届出等になります。14 件、419.2ha。

(4) 農地法第 4 条の規定に基づく農地転用 2 件、0.6ha。

(5) 農地法第 5 条の規定に基づく農地転用 8 件、7.0ha。

(6) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約、32 件。

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認 0 件となっております。

3. 委員の調査活動内容

調査活動の内容について報告致します。

農地法第 3 条の調査 11 件、委員数 11 人。

農地法第 4 条の調査 2 件、委員数 7 人。

農地法第 5 条の調査 8 件、委員数 27 人。

農地法第 30 条の調査、こちらは農地利用状況調査となっております。委員数は 16 人。

農用地利用集積計画の調査 92 件、委員数 92 人。

農業振興地域整備計画の調査 14 件、委員数 50 人。

現況調査 7 件、委員数 27 人となっております。

4. 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況、農業者経営移譲年金受給説明相談会 0 回となっております。

(2) 委任業務の処理状況

農業者老齢年金受給裁定請求 16 件。

農業者年金資格喪失届 3 件。

通常加入申込・変更等申出書 18 件。

政策支援加入申込・変更等申出書 1 件。

死亡関係届出 23 件。

特定処分対象農地処分関係 11 件。

その他の届出 3 件。

農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明 223 件となっております。

5. その他

贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明 6 件。

不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明 12 件。

現況証明 7 件。

その他の証明 1 件となっております。

この報告書につきましては、承認された後、農業委員会ホームページにて公表していきたいと思
います。以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 75 号は報告のとおり承認されました。

◎報告第 76 号

○会長（佐藤徳市君）日程第 5。報告第 76 号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせ
ん委員の指名について、内容 3 件を議題といたします。

お諮り致します。

番号 1 から番号 3 まで内容 3 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 3 まで内容 3 件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長 青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

報告第 76 号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するもの

であります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 61.7 h a

指名年月日 令和 8 年 3 月 2 4 日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、大泉委員、渡邊委員、笛木委員、嶋中委員。

続きまして

番号 2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 120.6 h a

指名年月日 令和 8 年 4 月 1 日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、渡邊委員、笛木委員、熊谷委員、嶋中委員。

続きまして

番号 3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 122.3 h a

指名年月日 令和 8 年 4 月 1 4 日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、甲斐委員、熊谷委員、嶋中委員、遠藤委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 から番号 3 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 3 については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 7 6 号、内容 3 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 7 7 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 6。報告第 7 7 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 2 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

なお、●番・●●君と●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君、●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 7 7 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 2 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、渡邊委員、熊谷委員、嶋中委員

報告年月日 令和 8 年 4 月 1 4 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野 7 7 - 1

現況地目 畑

面積 48,869㎡外 4 筆、合計面積は185,620㎡

価格 12,331,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字虹別原野 5 8 8 - 1

現況地目 畑

面積 40,711㎡外 1 筆、合計面積は89,095㎡

価格 5,686,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字熊牛原野 1 3 線西 6 - 1

現況地目 採放地

面積 47,088㎡

価格 3,155,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字虹別原野 4 5 7 － 1

現況地目 畑

面積 43,100㎡

価格 2,932,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字虹別 4 3 5 － 1

現況地目 畑

面積 49,637㎡外 2 筆、合計面積は101,988㎡

価格 7,069,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字熊牛原野 1 5 線東 3 8 － 4

現況地目 採放地

面積 61,221㎡外 1 6 筆、合計面積は249,529㎡

価格 7,180,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野 1 5 － 1 0

現況地目 畑

面積 77,948㎡

価格 3,874,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野 5 － 1 9

現況地目 畑

面積 51,847㎡外 1 6 筆、合計面積は411,887㎡

価格 11,711,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

以上です。

なお番号 1 につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 1 番・笛木君。

○11番（笹木眞一君） 11番、笹木です。

報告第77号、番号1について報告いたします。

令和8年4月14日に平山委員、渡邊委員、熊谷委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、11番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

（●●●●君、●●●●君復席）

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 大泉委員、笹木委員、嶋中委員

報告年月日 令和8年4月14日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ483-8

現況地目 畑

面積 7,468㎡外13筆、合計面積は617,340㎡

価格 20,073,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

以上です。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6 番・渡邊君。

○6 番（渡邊裕義君） 6 番、渡邊です。

報告第 7 7 号、番号 2 について報告いたします。

令和 8 年 4 月 1 4 日に大泉委員、笛木委員、嶋中委員と私、事務局より小幡次長と青島係長で第 1 回あっせん委員会を開催しました。

本件は、令和 3 年度に農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、令和 3 年 9 月 3 0 日から 5 年間、●●●●さんへ一時貸付中の案件であります。

現在の一時貸付者である●●●●さんから農地の解約申出があったため、あっせんをいたしました。

第 1 回あっせん委員会の結果、●●●●さんが譲受人に決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、6 番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 7 7 号、内容 2 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 7 8 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 7。報告第 7 8 号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 7 8 号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 熊谷委員。

あっせん委員 甲斐委員、嶋中委員、遠藤委員。

報告年月日 令和 8 年 4 月 1 5 日。

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ 2 6 5 - 2。

現況地目、畑。

面積、19,615㎡外 9 筆、合計面積は203,880㎡。

年間賃貸料、58,650円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和 1 3 年 1 月 1 5 日となっております。

続きまして

土地の所在 字オソツベツ 2 6 5 - 1。

現況地目、畑。

面積、36,591㎡外 1 筆、合計面積は47,252㎡。

年間賃貸料、17,090円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和 1 3 年 1 月 1 5 日となっております。

続きまして

土地の所在 字栄 2 1 8 - 7。

現況地目、畑。

面積、139,882㎡。

年間賃貸料、40,870円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和 1 3 年 1 月 1 5 日となっております。

続きまして

土地の所在 字オソツベツ 5 - 2 3。

現況地目、畑。

面積、54,556㎡外 2 9 筆、合計面積は606,905㎡。

年間賃貸料、183,000円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和 1 3 年 3 月 9 日となっております。

続きまして

土地の所在 字チャンベツ 1 9 - 2 1。

現況地目、畑。

面積、48,272㎡外 1 筆、合計面積は67,397㎡。

年間賃貸料、14,200円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和１３年３月９日となっております。

続きまして

土地の所在 字中チャンベツ原野１７０。

現況地目、畑。

面積、49,979㎡外２筆、合計面積は114,932㎡。

年間賃貸料、55,570円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和１３年３月９日となっております。

続きまして

土地の所在 字片無去２１－５。

現況地目、畑。

面積、4,362㎡外４筆、合計面積は21,092㎡。

年間賃貸料、7,190円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和１３年３月９日となっております。

続きまして

土地の所在 字片無去２８－４。

現況地目、畑。

面積、5,174㎡外１筆、合計面積は21,344㎡。

年間賃貸料、7,860円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和１３年３月９日となっております。

以上です。

なお番号１につきましては、あっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １３番・熊谷君。

○１３番（熊谷英二君） １３番、熊谷です。

報告第７８号、番号１について報告いたします。

令和８年４月１４日にあっせん委員に甲斐委員、嶋中委員、遠藤委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、取得予定の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

以上をもって、報告第78号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第179号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第179号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容7件を議題と致します。

お諮り致します。

審議の都合上、番号3と番号4は同様の案件のため、内容2件を一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3と番号4は同様の案件のため、内容2件を一括議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第179号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり7件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字塘路250-1の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、18,119㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成18年4月28日。

契約期間、平成18年4月28日から令和8年4月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和8年3月23日となっております。

なお、番号2については、土地の表示、契約年月日を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

土地の表示、字塘路247-3の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、17,920㎡、合計面積355,182㎡。

契約年月日、平成18年12月28日。

契約期間、平成18年12月28日から令和8年12月27日まで。

なお、番号1から番号2については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2については原案可決されました。

続きまして番号3から番号4までを議題と致します。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号4以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字多和354-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、30,035㎡外21筆、合計面積は343,983.85㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和7年5月15日。

契約期間、令和7年5月15日から令和17年5月14日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和8年3月16日となっております。

なお、番号4については、賃借人、賃貸人を説明し、他の項目については番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●さん。

以上です。

なお、番号3と番号4については甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君）10番、甲斐です。

議案第179号、番号3と番号4について説明させていただきます。

4月15日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4については原案可決されました。

続きまして番号5を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号5

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野 1 0 1 - 1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、16,581㎡外 5 筆、合計面積は103,222㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成 2 9 年 1 月 1 日。

契約期間、平成 2 9 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 8 年 4 月 1 日となっております。

なお、番号 5 については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2 番・澁谷君。

○2 番（澁谷洋君） 2 番、澁谷です。

議案第 1 7 9 号、番号 5 について説明させていただきます。

4 月 1 7 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 5 については原案可決されました。

続きまして番号 6 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 6

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字クチョロ原野北 2 3 線東 6 3 - 3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、25,148㎡外12筆、合計面積は191,244㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年5月29日。

契約期間、令和元年5月29日から令和11年5月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年10月23日となっております。

なお、番号6については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君）13番、熊谷です。

議案第179号、番号6について説明させていただきます。

4月15日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続きまして番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号7

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字クチョロ原野北10線16-5の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、1,100㎡外2筆、合計面積は20,700㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成２８年１月２５日。

契約期間、平成２８年１月２５日から令和１３年１月２４日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和８年３月３１日となっております。

なお、番号６については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １３番・熊谷君。

○１３番（熊谷英二君） １３番、熊谷です。

議案第１７９号、番号７について説明させていただきます。

４月１５日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から６カ月以内に成立しているため、農地法第１８条第１項第２号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、１３番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号７については原案可決されました。

以上をもって、議案第１７９号、内容７件は原案可決されました。

◎議案第１８０号

○会長（佐藤徳市君） 日程第９。議案第１８０号、現況証明願について、内容３件を議題といたします。

番号１を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１８０号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1

土地の所在、字チャンベツ 1 2 3 - 2 8

地目、登記簿、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積3,209㎡外 6 筆、合計面積28,693㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員

調査年月日、令和 8 年 4 月 1 6 日

なお、調査結果につきましては、山本委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 2 番・山本君。

○1 2 番（山本政弘君） 1 2 番、山本です。

議案第 1 8 0 号、番号 1 について報告いたします。

令和 8 年 4 月 1 6 日に小野寺委員、津野委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長と現地調査を
してまいりました。

資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林等となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上の
ことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、
1 2 番、山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2

土地の所在、字栄 1 2 - 8

地目、登記簿、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積11,852㎡外 1 筆、合計面積13,584㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員

調査年月日、令和 7 年 4 月 3 0 日

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 4 番・嶋中君。

○1 4 番（嶋中勝君） 1 4 番、嶋中です。

議案第 1 8 0 号、番号 2 について報告いたします。

令和 7 年 4 月 3 0 日に大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の 3 ページから 4 ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林・雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

1 4 番、嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

続きまして番号 3 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 3

土地の所在、字西熊牛原野西 4 線 7 4 - 7

地目、登記簿、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積5,098㎡外1筆、合計面積6,902㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員

調査年月日、令和7年4月30日

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第180号、番号3について報告いたします。

令和7年4月30日に大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林・雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番、嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第180号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第181号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第181号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第１８１号について説明させていただきます。

農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり２件であります。

番号１

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野５９線１４０－２。

地目、登記簿宅地、現況畑。

面積５,７５２.９１㎡外１筆。合計面積５,９４４.９１㎡

契約の種類、贈与。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、無償。

譲受人構成員３名。

農地は７３３,４４２㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号１については笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １１番・笛木君。

○１１番（笛木眞一君） １１番、笛木です。

議案第１８１号 番号１について報告いたします。

令和８年４月１４日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第３条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１１番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１については原案可決されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字シラルトロエトロ12-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積107,687㎡外15筆。合計面積1,003,876㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、30,776,000円。

譲受人構成員3名。

農地は561,309㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号2については遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第181号 番号2について報告いたします。

令和8年4月16日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第181号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第182号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第182号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定についての内容39件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号18と番号19、番号20と番号21、番号22と番号23、番号30と番号31、番号36と番号37、番号38と番号39は同様の案件のため、内容12件を一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18と番号19、番号20と番号21、番号22と番号23、番号30と番号31、番号36と番号37、番号38と番号39は同様の案件のため、内容12件を一括議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第182号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画（案）のとおりに認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり39件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字虹別原野77-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,869㎡外4筆、合計面積185,620㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年5月15日。

対価の支払い期限、令和8年7月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、12,331,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮り致します。

番号2から番号8まで内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号8まで内容7件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野588-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、40,711㎡外1筆、合計面積89,095㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年5月15日。

対価の支払い期限、令和8年7月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、5,686,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号3から番号8については、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野13線西6-1。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、47,088㎡。

利用権設定等の内容、採放地。

価格は、3,155,000円となっております。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野457-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、43,100㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、2,932,000円となっております。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字虹別435-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,637㎡外2筆、合計面積101,988㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、7,069,000円となっております。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野15線東38-4。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、61,221㎡外16筆、合計面積249,529㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、7,180,000円となっております。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野15-10。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、77,948㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、3,874,000円となっております。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ483-8。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、7,468㎡外13筆、合計面積617,340㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、20,073,000円となっております。

なお、番号2から番号8については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号8まで内容7件については原案可決されました。

続きまして、番号9を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野5-19。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、51,847㎡外16筆、合計面積は411,887㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年5月15日。

対価の支払い期限、令和8年7月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、11,711,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号9については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮り致します。

番号10から番号14まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号14まで内容5件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字栄218-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、139,882㎡

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和8年5月15日から令和13年1月15日。

土地の引渡時期、令和8年5月15日。

金額は、年間40,870円。

支払方法は毎年12月10日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号10から番号14については、利用権設定等を受ける者、土地の所在、利用権設定等

の期間、金額を説明し、他の項目は番号１０と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号１１

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ２６５－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、36,591㎡外１筆、合計面積、47,252㎡。

利用権等の期間、令和８年５月１５日から令和１３年１月１５日。

金額は、年間17,090円となっております。

番号１２

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字片無去２１－５。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、4,362㎡外４筆、合計面積、21,092㎡。

利用権等の期間、令和８年５月１５日から令和１３年３月９日。

金額は、年間7,190円となっております。

番号１３

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野１７０。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,979㎡外２筆、合計面積、114,932㎡。

利用権等の期間、令和８年５月１５日から令和１３年３月９日。

金額は、年間55,570円となっております。

番号１４

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字片無去２８－４。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、5,174㎡外１筆、合計面積、21,344㎡。

利用権等の期間、令和８年５月１５日から令和１３年３月９日。

金額は、年間7,860円となっております。

なお、番号１０から番号１４については、あっせん案件でありますのであらためての調査は起こっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号14については原案可決されました。

お諮り致します。

番号15から番号17まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号15から番号17まで内容3件を一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ19-21。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,272㎡外1筆、合計面積は67,397㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和8年5月15日から令和13年3月9日。

土地の引渡時期、令和8年5月15日。

金額は年間14,200円。

支払方法は毎年12月10日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号16から番号17については、利用権の設定等を受ける者、土地の所在、利用権等の
期間、金額を説明し、他の項目は番号15と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号17以降、●●●●さんと省略させ
ていただきます。

土地の所在、字オソツベツ265-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、19,615㎡外9筆、合計面積、203,880㎡。

利用権等の期間、令和8年5月15日から令和13年1月15日。

金額は、年間58,650円となっております。

番号１７

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ５－２３。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、54,556㎡外２９筆、合計面積、606,905㎡。

利用権等の期間、令和８年５月１５日から令和１３年３月９日。

金額は、年間58,650円となっております。

なお、番号１５から番号１７については、あっせん案件でありますのであらためての調査は
なっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１５から番号１７については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号１８と番号１９を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号１８

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野７線東８－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積48,619㎡外６５筆、合計面積は556,274㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年５月１５日から令和１８年５月１４日。

金額、年間1,279,430円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号１９については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を
説明し、他の項目については番号１８と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号１９

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号１８から番号１９については森田委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） ７番・森田君。

○７番（森田亨子君） ７番、森田です。

議案第１８２号、番号１８から番号１９について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました７番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１８から番号１９については原案可決されました。

続きまして、番号２０と番号２１を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号２０

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶６０－１の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積7,667㎡外3筆、合計面積は32,498㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年5月15日から令和18年5月14日。

金額、年間81,245円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号21については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号20と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号21

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号20から番号21については平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第182号、番号20から番号21について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２０から番号２１については原案可決されました。
続きまして、番号２２と番号２３を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号２２

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字虹別３８８－１。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積48,948㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和８年５月１５日から令和１８年５月１４日。
土地の引渡時期、令和８年５月１５日。
金額、年間137,054円。
支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。
なお、番号２３については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号２２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号２３

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●さん。
支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。
なお、番号２２から番号２３については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） １１番・笛木君。

○１１番（笛木眞一君） １１番、笛木です。

議案第１８２号、番号１６から番号１７について報告いたします。
この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
事務局より調査依頼があり、４月１４日に現地調査を行ってまいりました。
賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては事務局説明のとおりです。
以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 11 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 22 から番号 23 については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号 24 から番号 29 まで内容 6 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 24 から番号 29 まで内容 6 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 24

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号 25 以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字中チャンベツ 16－3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積 29,244㎡外 1 筆、合計面積は 78,594㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 8 年 5 月 15 日から令和 18 年 5 月 14 日。

金額、年間 212,800 円。

支払方法は毎年 12 月 20 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 25 から番号 29 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の所在、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号 24 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 25

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ 1 6 - 3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積29,244㎡外 1 筆、合計面積は78,594㎡。

金額、年間212,800円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 6

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ 1 3 - 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積33,199㎡外 8 筆、合計面積は288,632㎡。

金額、年間546,200円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ 1 3 - 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積33,199㎡外 8 筆、合計面積は288,632㎡。

金額、年間546,200円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 8

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ 2 4 2 - 1 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積32,938㎡外 3 筆、合計面積は128,729㎡。

金額、年間238,000円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ 2 4 2 - 1 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積32,938㎡外 3 筆、合計面積は128,729㎡。

金額、年間238,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 2 5 から番号 2 9 については山本委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

たします。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番、山本です。

議案第182号、番号24から番号29について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規及び継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号24から番号29まで内容6件については原案可決されました。

続きまして、番号30と番号31を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号30

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ44-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積37,225㎡外4筆、合計面積は50,787㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年5月15日から令和18年5月14日。

金額、年間145,600円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号３１については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号３０と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３１

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号３０から番号３１については甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １０番・甲斐君。

○１０番（甲斐やす子君） １０番、甲斐です。

議案第１８２号、番号３０から番号３１について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１０番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号３０から番号３１については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号３２から番号３５まで内容４件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号３２から番号３５まで内容４件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号32

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号33以下、●●●●さんと省略させて
いただきます。

土地の所在、字中チャンベツ114-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積3,593㎡外10筆、合計面積は182,230㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年5月15日から令和18年5月14日。

金額、年間477,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号33から番号35については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、
土地の所在、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号32と同じでありますので、説
明を省略させていただきます。

番号33

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ114-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積3,593㎡外10筆、合計面積は182,230㎡。

金額、年間477,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号34

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野基線22-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積43,834㎡外5筆、合計面積は70,143㎡。

金額、年間201,500円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号３５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野基線２２－２。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積43,834㎡外５筆、合計面積は70,143㎡。

金額、年間201,500円。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号３２から番号３５については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １０番・甲斐君。

○１０番（甲斐やす子君） １０番、甲斐です。

議案第１８２号、番号３２から番号３５について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１０番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号３２から番号３５まで内容４件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号３６と番号３７を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号３６

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇阿原内原野基線１６０－１の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積40,259㎡外１２筆、合計面積は282,633㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年５月１５日から令和１８年５月１４日。

金額、年間904,425円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号３７については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号３６と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３７

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号３６から番号３７については遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １５番・遠藤君。

○１５番（遠藤聡君） １５番、遠藤です。

議案第１８２号、番号３６から番号３７について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、４月１７日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、野菜栽培に必要な輪作体系を確保し安定した営農を行うということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１５番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号３６から番号３７については原案可決されました。

続きまして、番号３８と番号３９を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号３８

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ原野北２３線東６３－３。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積25,148㎡外１２筆、合計面積は191,244㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和８年５月１５日から令和１８年５月１４日。

金額、無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号３９については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号３８と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３９

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さんとなっております。

以上です。

なお、番号３８から番号３９については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １３番・熊谷君。

○１３番（熊谷英二君） １３番、熊谷です。

議案第１８２号、番号３６から番号３７について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この新規の使用貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号36から番号37については原案可決されました。

以上をもって、議案第182号、内容39件については原案可決されました。

◎議案第183号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第183号、令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第183号について説明をさせていただきます。

令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について。

令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）は、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第 183 号は原案可決されました。

◎議案第 184 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 13。議案第 184 号、令和 8 年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第 184 号について説明をさせていただきます。

令和 8 年度標茶町農業委員会事業計画について、令和 8 年度標茶町農業委員会事業計画を定めたので、承認を求めるものであります。

令和 8 年度標茶町農業委員会事業計画は、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年 4 月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

計画の概要を読み上げて提案をさせていただきます。

令和 8 年度標茶町農業委員会事業計画

I 農業情勢と課題

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研究制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しています。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正農業委員会法が施行され、法令業務・振興業務はもとより、農利用最適化の取り組みに対する更なる活躍が求められています。

このような状況を踏まえ、本会は「農業委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

- 1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。
- 2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

III 活動計画

- 1 担い手の育成・確保対策の推進。
- 2 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消。
- 3 地域に根ざした農政活動の推進。
- 4 農業委員・事務局職員の資質の向上。
- 5 農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進。

計画の詳細につきましては、記載の通りでございますので、省略致します。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
以上をもって、議案第１８４号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第３５回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第３５回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前１１時４７分閉会）